

第45回北信越中学校総合競技大会

売店設置運営要項

- 1 趣 旨 大会における売店の設置および運営については、売店設置基本方針および関係法令のほか、この要項による。
- 2 目 的 大会の参加者および一般観覧者等に便宜を与え、あわせて広く郷土の物品を紹介することを目的として、競技会場指定区域内に売店を設置する。
- 3 売店設置の条件 競技会場の使用許可を施設の管理者(以下「財産管理者」という)に申請する際、会場区域内における売店設置も含めて、財産使用許可申請書を提出し許可を受けるものとする。
- 4 出店者の選定 出店者の選定にあたっては、次の事項に留意するものとする。
 - (1) 営業経験・営業実績ともに顕著で、信頼できる業者であること
 - (2) 過去に関係法令上の違反処分を受けていないこと
 - (3) その他、北信越中体連が特に認めるもの
- 5 出店申請 出店希望者は出店申請書(様式1)および必要書類を添付し、令和6年6月3日から7月19日までの間に、北信越中体連事務局に提出するものとする。
- 6 出店許可 北信越中体連事務局は申請内容を審査し、適当であると認めたものについて、出店許可書(様式2)を交付するものとする。なお、食品類を販売しようとする出店申請者については、食品販売の可否について必要に応じて所轄の保健所と協議し意見を徴するものとする。
- 7 保健所の許可等 食品衛生関係法令により、許可または届出を必要とする出店希望者にあつては、直ちに営業許可申請書または業務開始届書を所轄の保健所に提出し、許可を受けた後その許可等の写しを北信越中体連事務局へ提出するものとする。
- 8 経費負担 出店者は、売店の設置・運営および廃止に要する一切の経費を負担するものとする。
 - (1) 出店者はテント1張り(館内の場合は1区画)について、大会期間全日程で30,000円を北信越中体連事務局に納入する。(納入先は出店許可書内に明記)
 - (2) 出店者は都市公園法及び都市公園条例に基づく使用料を、1区画ごとに応分負担する。負担金額、納入先は全出店申請が提出されてから連絡する。
- 9 出店場所 および設置基準 出店の場所は、大会本部および施設管理者の指定した場所とし、特別食品を販売する出店者については、次の施設基準によるものとする。
 - (1) 食品衛生法および関係法令に基づく営業許可を要する営業については、それぞれの施設の基準によるものとする。
 - (2) 営業許可を要しない食品の取扱施設については、特に次の点に留意すること。
 - ①食品の陳列保管または冷蔵施設が十分であること
 - ②流水式で消毒薬品を備えた手洗い設備を備えること
 - ③有蓋で十分な容量を有し、不浸透性材料で造られ、清掃しやすく汚染・汚臭等の漏れない構造の廃棄物容器を備えること

- 10 取扱物品 販売品目は、大会参加者および一般観客が必要とするもので、大会にふさわしいものとし、おおむね次の物品とする。
- (1) スポーツ用品・大会記念品類
 - (2) 土産物産
包装・内容・品質等において郷土の土産品としてふさわしいものに限る。
 - (3) 食品
安全度が高い弁当類・パン類・菓子類・果実類・冷凍果類・氷菓子等
 - (4) 写真、写真材料、その他参加者および一般観覧者が必要とする最小限のもの
- 11 遵守事項 出店者および従業員は、営業中に次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 売店等には次のものを掲示すること。
 - ①出店許可書
 - ②食品衛生法その他関係法令により、別途保健所の許可または届出が必要な出店者にあつては、その許可書等
 - (2) 北信越中体連および財産管理者の指示に従い、良識ある売店等の管理運営を行うとともに、販売品の搬入・搬出は、大会および競技運営に支障をきたさないよう速やかに行うこと。
 - (3) 電源は出店者が用意すること。
 - (4) 拡声器・音響機類は使用しないこと。
 - (5) その他、大会の趣旨を考慮し、信義に従い誠実に実行すること。
- 12 禁止事項 売店においては次の事項を禁止する。
- (1) 出店の権利を第三者に譲渡し、転貸または売店の管理運営を委託すること。
 - (2) 商品を不当な価格で販売すること
 - (3) 指定された売店以外で立売りおよび呼込み販売すること
 - (4) 危険物を販売すること
 - (5) 出店申請品以外の販売をすること
- 13 許可の取り消し 北信越中体連は出店者が次の各号の一つに該当するときは、出店許可を取り消すものとする。
- (1) 関係法令ならびに売店設置運営要項等に違反したとき
 - (2) その他、北信越中体連および財産管理者が不相当と認めたとき。また、上記第10項のとおり、協賛者と販売物品が競合した場合には、急遽出店許可を取り消すこともあり得る。
- 14 損害賠償 出店者が、施設、販売対象者等に損害を加えたときは、賠償の責任を負うものとする。
- 15 原状回復 出店者は大会終了後、速やかに出店に要した諸物品を搬出し、原状に復し、大会本部の検査を受けなければならない。